

平成27年度
中心市街地再興戦略事業費補助金
公募要領（第2次公募）

【公募申請書受付期間】

平成27年6月12日（金）～7月13日（月）

●申請書提出締切：7月13日（月）

※管轄の経済産業局に締切日の17時必着

※予算の都合上、先導的・実証的事業（施設整備事業及びソフト事業）の募集は行いません。

書類の不備等が無いよう、申請する際は事前に管轄の経済産業局担当部署へご相談ください。

【お問い合わせ先】

各経済産業局等担当課（流通・サービス産業課、商業振興室等）

※詳細は、「提出先、お問い合わせ先」一覧をご参照ください。

平成27年6月

経済産業省商務流通保安グループ

目 次

I. 事業の目的	1
II. 支援スキーム	1
III. 事業内容、申請書類、補助事業の選定	2
1. 事業内容	2
(1) 補助事業者	
(2) 補助対象事業	
(3) 補助対象経費	
(4) 補助率	
(5) 上限額及び下限額	
2. 申請書類	6
3. 補助事業の選定	7
IV. 本補助金の申請手続き等	8
1. 募集期間	8
2. 申請書類に関する注意事項	9
3. 申請時の注意事項	9
4. 通知・公表	10
5. 補助金の交付手続	10
6. 補助事業者の義務等	10
7. インターネットの利用	11
8. その他	11
V. 提出先、お問い合わせ先	12

I. 事業の目的

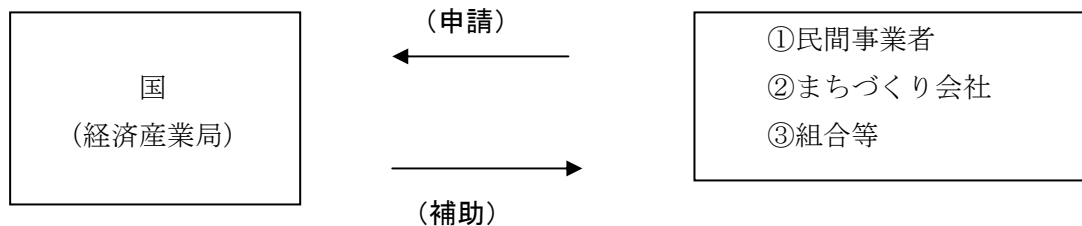
これまで人口増加とモータリゼーションの進展等を背景に、公共公益施設の郊外移転や大規模集客施設の郊外立地等によりまちは郊外化し、中心市街地の居住人口の減少、中心市街地のコミュニティとしての魅力低下、中心市街地の商業地区が顧客・住民ニーズに十分対応できていないことなどにより、中心市街地の衰退が進みつつあります。

しかし、人口減少社会を迎え少子高齢化が急速に進行する現代において、これまでのような拡散型のまちでは、生活者への多様なサービスの低下と都市の維持管理コストの増大等により、快適な生活の維持が困難な状況となります。そのため、これからは「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し、「都市機能の市街地集約」や「まちなか居住」、「中心市街地の商業・コミュニティ機能の強化」等を一体的に取り組むことが、持続可能な都市形成に必要な要素といえます。

中心市街地再興戦略事業費補助金では、まちの魅力を高めるための調査事業、先導的・実証的な取組及び専門人材の派遣に対して重点的支援を行うことにより、地域経済の活性化を促進し、ひいては生活者が安心して暮らすために不可欠な活力ある商機能を維持し、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進します。

※補助事業別に事業要件、公募申請に係る提出書類等が異なりますのでご注意ください。

II. 支援スキーム



Ⅲ. 事業内容、申請書類、補助事業の選定

1. 事業内容

(1) 補助事業者

①民間事業者

地方公共団体を除く企業又は団体であつて、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるものをいう。

②まちづくり会社

地方公共団体を除く者であつて、次に掲げる要件に該当する者をいう。

(A) 地方公共団体又は③(A)から(G)までのいずれかに規定する者が出資をしていること。

(B) 法人格を有し定款等により代表者、財産管理方法、まちづくりに関連する事業を目的としていること等について確認できること。

③組合等

(A) 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

(B) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会

(C) 商工会議所、商工会又は商工会連合会

(D) 商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会

(E) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は農業協同組合中央会

(F) 水産業協同組合

(G) 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会

(H) 特定非営利活動法人

(I) 社会福祉法人

(2) 補助対象事業

①調査事業

中心市街地活性化に向け、地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るために行う調査・分析事業であることとします。

※中心市街地活性化法に規定する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という）の認定は必要ありません。ただし、基本計画の認定を目指している地域に限ります。

○ニーズ調査

生活者が求める、現に中心市街地に欠けている商機能を明らかにするためのアンケート調査等

○マーケティング調査

事業規模や採算性、事業継続の見込等が適切であることを確認するための、地域の人口規模、行動範囲や商業量等のデータ調査等

○機能状況調査

周辺の既存の商業施設等と機能分担が図られているなど、取組を実施する場所として適切であることを確認するための調査等

※想定される調査内容として、上記の内容が挙げられますが、その他の調査内容を妨げるものではありません。

②専門人材活用支援事業

商業や中心市街地活性化に向け、補助事業者が行うまちづくりに関して専門的な知見を有する人材の招聘等を行う事業。

※ 補助対象事業は、以下に掲げる全ての要件を満たすことが必要です。

- (a) 中心市街地の活性化に関わるまちづくり、商業、都市計画等の専門的な知見を有しかつ、商業及び都市計画等の業界動向に精通している者を活用すること。
- (b) 補助事業者の社員等以外の者。
- (c) 下限日数は、原則120人日/年とする。

※複数人の専門家を活用することも可能です。

- 例・活用しているタウンマネージャーの専門性を補完する、別の専門家の活用。
- ・その地域の商業と都市計画それぞれの専門家を活用。

※基本計画の認定は必要ありません。ただし、基本計画の認定を目指している地域に限ります。

(3) 補助対象経費

以下の経費のうち、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。

計上された経費の妥当性を確認するため、見積書等の提出を求める場合があります。

補助事業	
事業区分	補助対象経費
調査事業	謝金、旅費（※1）、会議費、会場借料、交通費、調査分析費（※2）、通信運搬費、備品費（※3）、消耗品費、委託費、雑役務費（※4）、原稿料、印刷製本費
専門人材活用支援事業	謝金、旅費（※1）、委託費

(※1) 現地調査等に係る旅費は、定量的な調査を実施するにあたり必要最低限の人員の経費等であり、かつ、調査等により得たデータ等を調査結果として報告書等により確認しうる場合に対象となります。

(※2) 調査分析費は、補助事業者が独自で調査分析を行う際に必要なデータや資料収集等に要する経費等です。

(※3) 備品費は原則、レンタル、リースにより対応して下さい。(備品とは、当該事業のみで使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変ることなく比較的長期の使用に耐えるものをいいます。)

(※4) 雑役務費は当該事業を行うために必要な臨時のアルバイト代等が対象となります。

(4) 補助率

補助対象経費の2/3以内(ただし、予算の範囲内とします。)

(5) 上限額及び下限額

① 調査事業

上限額：1,000万円

下限額：100万円

② 専門人材活用支援事業

上限額：1,000万円

下限額：100万円

2. 申請書類

調査事業

① 様式1 中心市街地再興戦略事業公募申請書

② 様式2 申請者概要説明書

③ 様式3 事業計画説明書

④ 様式4-1 調査事業経費等明細

⑤ 様式8 市町村意見書

⑥ その他添付書類(定款、直近3期分の損益計算書・貸借対照表、組織図、運営体制図、その他事業説明に必要な区域図等)【任意様式】

専門人材活用支援事業

① 様式1 中心市街地再興戦略事業公募申請書

② 様式2 申請者概要説明書

③ 様式3 事業計画説明書

④ 様式4-3 専門人材活用支援事業経費等明細

⑤ 様式7 専門家の経歴・選定理由・事業実施効果等

⑥ 様式8 市町村意見書

⑦ その他添付書類(定款、直近3期分の損益計算書・貸借対照表、組織図、運営体制図、その他事業説明に必要な区域図等)【任意様式】

※上記以外にも採否の判断にあたり、必要な資料の提出を求めることがあります。

[提出方法]

上記に記載してある全ての申請書類を、日本工業規格に定めるA列4番片面印刷で2部及び電子媒体を提出してください。

なお、電子媒体での提出が難しい場合、当該事業を実施する地域を所管する経済産業局等に個別にご相談ください。

その他、提出方法に関する注意事項については、「IV. 本補助金の公募申請手続き等 2. 申請書類に関する注意事項」をご確認ください。

3. 補助事業の選定

提出された書類に基づいて、外部有識者等により構成する審査委員会での審査結果を踏まえて事業の選定を行います。よって、提出する書類については記載漏れ等がないように十分注意してください。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、関係者に対し、ヒアリングを実施します。

また、先導的・実証的事業の申請をされた事業者には、審査委員会においてプレゼンテーションを行っていただきます。

<審査のポイント>

調査事業

- ①事業実施体制、事業実施能力等
- ②補助事業者等の経営状況
- ③補助事業者の資金調達
- ④関係者との連携、合意形成、協力体制状況
- ⑤調査事業内容
 - ・ニーズ調査、マーケティング調査、機能状況調査等における調査手法及び調査対象、調査内容等の適切性

専門人材活用支援事業

- ①事業実施体制、事業実施能力等
- ②補助事業者の経営状況
- ③関係者との連携、合意形成、協力体制状況

IV. 本補助金の申請手続き等

1. 募集期間

平成27年6月12日（金）～平成27年7月13日（月）

●申請書提出締切：7月13日（月）

※経済産業局・沖縄総合事務局に17時必着

2. 申請書類に関する注意事項

- (1) 提出書類に不備のある場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 申請書類の用紙の大きさは日本工業規格に定めるA列4番とし、片面印刷とします。
調査報告書等の冊子や写真、図面等について、A列4番片面印刷での提出が難しい場合、
原本2部及び電子媒体の提出をお願いします。
- (3) 各項目の内容について別紙を添付する場合は、単に「別紙添付」とせず、概要を記載した上で「詳細については別紙添付」等と記入してください。
- (4) 上記以外にも審査にあたり、書類等の提出を求める場合があります。また、一度提出された書類の返却は原則できませんのでご了承ください。
- (5) 金額の単位は、様式によって異なりますのでご注意ください。
- (6) 採択決定に係る審査は、提出された申請書類による書面審査によって行います（必要に応じてヒアリングを実施します）。したがって、申請書類（添付資料を含むすべての書類）は、事業内容等について、書類上の記述だけで理解できるように記載してください。特に事業内容、事業計画や期待される効果の見込み値・根拠等については、記入例又は記載要領中の注意事項等を参考に、適宜、具体的数字や図表等を用いて、わかりやすく説明してください。
- (7) 本補助金は、事業者と地域との連携を重視しており、市町村意見書については記載を当該市町村へ依頼し記載してください。申請者において不明な項目については、市町村意見書と同様、記載を依頼するなど連携を図り対応してください。
- (8) 添付書類、参考資料等について、手書きで差し支えありませんので、ページ右上に「添付資料〇ー〇関連」と記載してください。
- (9) 提出する申請書類には、手書きで差し支えありませんので、必ず通しのページ番号を書類下部中央に付けてください。

3. 申請時の注意事項

- (1) 補助対象事業は、年度内に完了するものに限ります。ただし、事業実施後、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することができない場合には繰越しが認められることがあります。
- (2) 書類の不備等がないよう、申請する際は事前に所管の経済産業局担当部署へご相談ください。

4. 通知・公表

採択となった事業については、後日、経済産業局等から申請者へ通知するとともに、経済産業省及び中小企業庁のホームページに公表します。

5. 補助金の交付手続

採択となった補助事業者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下、「適正化法」という。）及び「中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づき、速やかに交付申請書を経済産業局長（沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長）に提出していただきます。

なお、補助金の交付決定は、申請受理後、審査を経て行います。

交付決定にあたり、各費用の内容について詳細に確認させていただき、補助対象として認められない場合には、採択額より減額して交付決定を行う場合があります。

6. 補助事業者の義務等

本補助金を受け事業を実施するにあたっては、以下に記載した事項のほか「適正化法」及び「交付要綱」の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意下さい。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、交付要綱第16条の規定に基づき実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間（調査事業は1年間）、各年度における補助事業成果の状況を報告しなければなりません。また、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業成果の詳細な内容等について報告しなければなりません。なお、報告された内容について公表する場合があります。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。
- (6) 補助事業者は、取得財産等については、別に定める期間においては、処分（補助金交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、取得財産等を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。その場合には、取得財産等を処分したことに

よって得た収入の全部又は一部を国に返還しなければなりません。

- (7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- (8) 補助事業者について、反社会的勢力との関係が判明した場合、採択や交付決定を取り消すことがあります。

7. インターネットの利用

本公募要領は、下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

申請書様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>
トップページの右サイドメニュー「調達・予算執行」→「公募情報」よりお入りください。

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>
トップページ「公募・情報公開」→「補助金等公募案内」よりお入りください。

8. その他

- (1) 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、交付決定を受けた翌年度4月10日までに補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。(年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。)また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費(支払行為)の発生を確認し、所定の手続き、財務省の承認を得たうえで、当該部分にかかる補助金が概算払いされることもあります。
- (2) 補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得等の支払対象となる行為が、当該交付決定のなされた国の会計年度中(当該年の4月1日から翌年の3月31日まで)に終了(発注～支払)するものに限られます。なお、交付決定日以前に発生した経費(発注を含む)は対象となりません。したがって、事業の着手は交付決定以降となります。
- (3) 補助事業者は、補助事業により整備された施設の運営、貸与、実施した事業等により相当な収益が生じたと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。なお、納付を命ずることができる金額は、補助金の確定額を上限とします。
- (4) 本補助金の交付を受け実施する事業(補助対象経費部分)においては、重複して他省庁(国)の公的な補助金等の交付を受けることはできません。本補助事業により整備する施設・設備等について、過去に国及び地方公共団体等から補助金を受けている場合には、当該補助金交付元に対して、手続きが生じる場合がありますので、必ず事前に各補助金交付元に確認して下さい。

- (5) 申請書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密の保持の観点から申請者の了解なしに申請の内容等は公表いたしません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容が妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。
- (6) 多くの事業者の方々に活用していただく観点から、同一企業で複数申請した場合等、採択件数及び金額を調整させていただくことがあります。

V. 提出先、お問い合わせ先

申請書の提出先は、当該事業を実施する地域を管轄する経済産業局等となります。その他、質問・相談等ございましたら、以下の所管経済産業局担当課室又は経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室までお問い合わせ下さい。

担当課室	住所及び電話	管轄地域
北海道経済産業局 流通産業課商業振興室	〒060-0808 札幌市北区北8条2 札幌第1合同庁舎 TEL：011-738-3236	北海道
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 TEL：022-221-4914	青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島
関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL：048-600-0318	茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京 神奈川、新潟 長野、山梨、静岡
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-951-0597	愛知、岐阜、三重 富山、石川
近畿経済産業局 流通・サービス産業課	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL：06-6966-6025	福井、滋賀、京都 大阪、兵庫、奈良 和歌山
中国経済産業局	〒730-8531	鳥取、島根、岡山

流通・サービス産業課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 TEL : 082-224-5655	広島、山口
四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課	〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL : 087-811-8524	徳島、香川 愛媛、高知
九州経済産業局 流通・サービス産業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 TEL : 092-482-5456	福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL : 098-866-1731	沖縄
経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL : 03-3501-3754	—